溶 接 機 の 使 用 前 の 点 検 表

その日の使用を始める前に1台ずつ点検する（ホルダー・自動電撃防止装置・漏電遮断装置・移動電線＝労働安全衛生規則 第352条）

工事名		**工事場所**		**点検日**	年　月　日
点検者		**会社**	自社 ・ 持ち込み（会社名）	**点検の時刻**	：　～　：
使う場所	屋内・屋外／狭い場所／高さ2m以上の鉄骨の上／濡れた場所 など			**結果の数**	

点検の結果

良／異常／—（その溶接機に無い所）。異常が1つでもあれば、使用は「不可」

No.	溶接機・管理番号	種類	電撃防止装置	ホルダー	電撃防止	ケーブル	漏電・接地	本体	保護具	異常の内容と措置	使用
		根拠（取扱説明書＝目安）		第352条	第352条	第336条	取扱説明書	取扱説明書	第593条		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

使用の開始	

使用前の点検の決まりがあるのは、溶接棒等のホルダー（絶縁防護部分とホルダー用ケーブルの接続部の損傷）、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置（作動状態）、感電防止用の漏電遮断装置（作動状態）、濡れた場所で使う移動電線と接続器具（被覆・外装の損傷）などで、その日の使用を始める前に点検し、異常があればすぐ補修か取り替えをします（労働安全衛生規則 第352条）。漏電と接地・本体・保護具の欄は取扱説明書と現場の決まりに沿った目安です。この点検の記録を残す決まりは条文にありません。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/yosetsuki-tenkenhyo-template/

溶接の作業の場所と保護具の確認

作業を始める前に、場所・電撃防止・光・換気・保護具・火の粉の養生を確かめる（1つの作業に1枚）

工事名		**作業日**	年　月　日
作業の内容		**作業する人**	
作業の場所	屋内・屋外／狭い場所／高さ2m以上の鉄骨の上／濡れた場所 など	**結果の数**	

確かめた結果 済／要対応（直してから始める）／対象外

No.	確かめること	根拠	結果	措置・メモ
1	作業する人は、アーク溶接の特別教育を受けている（修了証で確かめた）	第36条第3号		
2	狭い場所で導電体に囲まれる、または高さ2m以上で鉄骨などに触れるおそれがある時は、交流アーク溶接機に自動電撃防止装置を使う	第332条		
3	溶接棒のホルダーは、絶縁の効き目と熱に耐える力があるものを使う	第331条		
4	アークの光が届く所を区画し（遮光の幕など）、保護具を備えた	第325条		
5	屋内で金属アーク溶接をする時は、全体換気かそれと同じ以上の措置をした	特化則 第38条の21第1項		
6	作業する人に、効き目のある呼吸用保護具（防じんマスクなど）を使わせる	特化則 第38条の21第5項		
7	濡れた場所で使う電線と接続器具は、水に対して絶縁の効き目があるものを使う	第337条		
8	遮光面・保護眼鏡・保護衣など、作業に合った保護具を備えた	第593条		
9	火の粉の養生・消火器の用意・作業の後の見回り	現場の決まり		

確認した人	

特別教育をした事業者は、受けた人・科目などの記録を3年間保存します（第38条）。金属アーク溶接を続けて行う屋内の作業場では、作業の方法を新しくする時・変える時に、溶接ヒュームの濃度の測定も要ります（特定化学物質障害予防規則 第38条の21第2項）。火の粉の養生と作業の後の見回りは、法令の様式ではなく現場の決まりです。